

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、介護保険の訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第23項に規定する複合型サービスのうち訪問看護を含むもの及び第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護とする。以下「訪問看護等」という。）を提供する事業者（法第71条及び第72条による指定事業者は除く。）に対し、補助金を交付する（以下「雇用促進事業」という。）ことにより、船橋市における訪問看護職員の雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱の定めるところによる。

(対象経費等)

- 第2条 この補助金の対象経費は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項第1号イ、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項第1号イ及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型基準」という。）第3条の4第1項第4号イ並びに第171条第4項に規定する看護職員（以下「看護職員」という。）の賃金改善に充当するための経費（以下「賃金改善に係る経費」という。）及び看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費（以下「宣伝広告に係る経費」という。）とする。
- 2 補助金は前条第1項に規定する事業者が運営する訪問看護等の事業所のうち船橋市内に所在し、次条の交付要件を満たす事業所のみを対象とし交付する。この場合において、地域密着型基準第3条の4第2第1項に規定する指定訪問看護事業者が運営する事業所のうち、船橋市内に所在しない事業所は交付の対象外とする。
- 3 一の年度において、補助金の交付の対象となる事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、第4条の3の規定により提出した実施計画届の事業実施期間のうち市長が認める期間とする。

(交付要件)

第3条 補助金の交付要件は前条に規定するほか、以下のとおりとする。ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 次表のサービス種別ごとに指定を受けていること。

介護サービス種別	介護保険法
訪問看護	・第70条
介護予防訪問看護	・第115条の2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・第78条の2
複合型サービス	

(2) 船橋市税に滞納が無いこと

(3) 事業実施期間において、(1)に掲げる介護サービスを船橋市の被保険者である要介護(支援)認定者に対し提供すること。

(4) 賃金改善に係る経費について補助を受けた補助金額の総額を、看護職員の賃金(事業実施期間における看護職員の月毎の賃金)に充て、各看護職員には常勤換算数に基づき配分すること。

(5) 当該事業所の職員に対して雇用促進事業の内容について周知を行った上で、それを証する書類を市長に提出していること。

(6) 宣伝広告に係る経費について補助を受けた補助金額の総額を、事業実施期間(賃金改善に係る経費について補助を受けている期間に限る。)における看護職員の雇用促進を図る宣伝広告費に充てること。

(賃金改善に係る補助金額)

第4条 賃金改善に係る経費の補助金額は、各看護職員の常勤換算数に1万5千円を乗じた額を当該看護職員の賃金改善の月額とし、これを全看護職員分合算した額を当該事業所の補助金額の月額とする。ただし、1事業所ごとに合算した額が15万円を超える場合、15万円を超える部分はこれを補助せず、事業者の負担により賃金改善を実施しなければならない。

2 前項の場合において、各看護職員の常勤換算数は、賃金改善を実施した賃金の支払月に訪問看護業務を行うこととして位置付けた常勤換算数(小数点第2位以下切り捨て)とする。ただし、勤務日及び勤務時間が不規則な看護職員については、補助金額算定の

ための常勤換算数を、賃金改善を実施した賃金の計算対象期間の勤務時間数により算定することができる。

3 この補助金による賃金改善は、経理事務手続き上やむを得ない場合を除き、毎月継続して実施しなければならず、複数月分を一括して支払うことはできない。

(宣伝広告に係る補助金額)

第4条の2 宣伝広告に係る経費の補助金額は、宣伝広告1回に要した費用の2分の1(千円未満の端数は切り捨て。)とする。ただし、宣伝広告1回に要した費用が4万2千円(消費税等を含む。)を超える場合は2万1千円を補助金額とする。

2 前項の補助金額は、事業実施期間において1事業所あたり宣伝広告2回まで算定できる。

(実施計画届)

第4条の3 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金の対象となる賃金改善及び宣伝広告の実施に先立ち、市長に対し次の書類を提出することにより届け出なければならない。

- (1) 別紙共通様式
- (2) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届(第1号様式)
- (3) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明(第2号様式)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書(第3号様式)により、当該届出をした者に通知する。

(交付申請)

第5条 第4条の3の規定により実施計画届を提出し賃金改善及び宣伝広告を実施した事業者が補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し次の書類を提出することにより交付申請を行わなければならない。

- (1) 別紙共通様式
- (2) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書(第4号様式)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定をし、その結果を船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金

交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が補助金の支給を受けようとするときは、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金請求書（第6号様式）を提出することにより、市長に対し補助金を請求しなければならない。

（中止又は廃止の届出）

第7条 第4条の3の規定による実施計画届を提出した事業者が雇用促進事業を中止又は廃止するときは、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業中止（廃止）届（第7号様式）を提出することにより、市長に対し届け出を行わなければならない。

（対象事業者の責務）

第8条 補助事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 補助金を看護職員の賃金改善に係る費用及び宣伝広告に係る経費以外の費用に充ててはならない。
- (2) 補助金の趣旨に鑑み、補助金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- (3) この補助金に係る支出と実際に看護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類及び宣伝広告に係る書類を常に整備し、これを事業実施期間終了後、5年間保管しなければならない。また、市長の求めがあった場合は当該書類を市長に対し提出しなければならない。
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等を遵守しなければならない。

（補助金の支給停止等）

第9条 市長は補助事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の補助金の返還を命じること又は期間を定めて補助金の支給停止を行うことができる。

- (1) 第3条に規定する交付要件を満たさない状態になった場合
- (2) 前条に規定する責務を果たさなかった場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により本補助金を受給した場合

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

## 申請者基本情報

※申請時等、各種書類を提出する際、必ず一枚目に綴る様式です。

### ○基本情報

申請年度	年度
法人名	
法人所在地（郵便番号）	〒
法人所在地（住所）	
事業所番号	
事業所名	
事業所所在地（郵便番号）	〒
事業所所在地（住所）	千葉県船橋市
担当者 氏名（※）	
電話（市外局番から）（※）	
ファクシミリ番号（※）	
電子メールアドレス（※）	

※ご提出いただいた申請書類等に記載されている内容について、介護保険課から問合せをする際の連絡先を記入してください。

第1号様式

年 月 日

船橋市長あて

(法人名)  
(所在地)  
(代表者)

印

(事業所名)  
(事業所番号)  
(所在地)  
(代表者)

印

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届

下記のとおり船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金の交付申請をする予定であるので、別添の必要書類を添えて届け出ます。

記

賃金改善に係る経費

事業実施期間	( 年 月 <sup>ケ月</sup> ~ 年 月)	A	月数
訪問看護職員数 (常勤換算)	名	B	ひと月における常勤換算数の見込み
補助金額	円	C	A×B× 15,000円 上限:年180万円

宣伝広告に係る経費(1)

実施時期	年 月		
実支出額(見込)	円	D	
上限額	1回当たり 42,000円	E	
補助金額	円	F	D、Eのうち、いずれか低廉な額の1/2

宣伝広告に係る経費(2)

実施時期	年 月		
実支出額(見込)	円	G	
上限額	1回当たり 42,000円	H	
補助金額	円	I	G、Hのうち、いずれか低廉な額の1/2

補助金額合計	円	C+F+I
--------	---	-------

交付申請を行う予定時期 (該当する方に☑を記入)

<input type="checkbox"/> 1. 賃金改善を毎月行った後、毎月の交付申請
<input type="checkbox"/> 2. 賃金改善を毎月行った後、複数月分まとめて交付申請
→ 何か月分まとめて交付申請する予定か記入 ( )か月分

※なお、補助金は、本要綱第6条の規定により、交付申請を行った後、交付決定を受けた事業者の請求により支給される。

法人名	
事業所名	
事業所番号	

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明

●船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業を職員に周知したことについて、  
該当する方法の番号を○で囲み、証明となる資料を、本用紙に貼付すること。  
(1～4はいずれか必須)

○船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の内容を事業所に掲示した場合

### 1 掲示箇所の写真貼付

写真を本用紙に貼付してください。

○船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の内容を全職員に通知した場合

### 2 雇用促進事業の内容をメールで配信

メール本文を印刷のうえ、添付してください。  
職員のメールアドレスは、塗りつぶして見えないようにしてください。

### 3 雇用促進事業の内容を職員へ配布

○その他

### 4 上記1～3以外の方法で計画書を周知

その他の方法で周知したことの証明となる書類を貼付してください。

○上記1～4の周知に加え、その他必要な書類等を職員へ周知した場合

### 5 チラシを作成し、職員へ配布

職員へ配布したチラシを添付してください。

### 6 その他

その他職員へ配布した書類等を貼付してください。



第3号様式

第 号  
年 月 日

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書

様

船橋市長

先に提出のあった下記事業所の船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届について、内容を適正と認め受理したことを通知します。

記

事業所名	
事業所番号	
事業実施期間	年 月 ～ 年 月
補助金額	
備考	

第4号様式

年 月 日

船橋市長あて

(法人名)

(所在地)

(代表者)

印

(事業所名)

(事業所番号)

(所在地)

(代表者)

印

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、訪問看護職員を雇用し、その職員に対して賃金改善を実施、また、訪問看護職員の雇用促進を図る宣伝広告を実施したことを証明し、補助金の交付申請を行います。

○賃金改善分

賃金支払月	年 月 ～ 年 月 支払分			
訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円
計				円

※訪問看護職員の数が多く記載しきれない場合は別紙に記載。

※賃金改善の実施を証明するもの(給与明細等)を添付すること。

※複数月分まとめて申請する場合は、第4号様式の2を添付すること。

○宣伝広告分

宣伝広告実施時期	宣伝広告経費(A)	上限額(B)	補助金額(AとBのうち低い額の1/2)
年 月 日	円	42,000円	円
年 月 日	円	42,000円	円
計			円

※宣伝広告の実施を証明するもの(広告物見本等)及び宣伝広告経費を証明するもの(領収書等)を添付すること。

第4号様式の2

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書の賃金改善分に係る常勤換算内訳表

事業所・施設名( )

※この内訳表は、交付申請を複数月分まとめて行った場合に提出するもの。  
 ※賃金改善を実施した期間における、ひと月ごとの常勤換算数等を記載すること。  
 ※記載しきれない場合は別紙に記入。

○賃金改善分

賃金支払月		年 月 支払分			
訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額	
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
		計			円

賃金支払月		年 月 支払分			
訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額	
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
		計			円

賃金支払月		年 月 支払分			
訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額	
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
		計			円

第5号様式

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

先に申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所番号	

賃金改善分補助金（A）	年 月 ～ 年 月 支払分 円
宣伝広告分補助金（B）	① 年 月 日分 円
	② 年 月 日分 円
補助金額計（A+B）	円

補助金を交付しない 場合の理由	
交付条件	船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
その他	

▶ 以下の場合、この通知による交付の決定を取り消す。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 交付条件を満たすことができなかったとき。
- (3) その他当該決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

第6号様式

年 月 日

船橋市長あて

法人名 \_\_\_\_\_

法人所在地 \_\_\_\_\_

法人代表者 \_\_\_\_\_ 印

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金請求書

下記のとおり請求します。

記

事業所名	
事業所番号	

賃金改善分補助金 (A)	年 月 ~ 年 月 支払分 円
宣伝広告分補助金 (B)	① 年 月 日分 円
	② 年 月 日分 円
補助金額計 (A + B)	円

第7号様式

年 月 日

船橋市長あて

(法人名)

(所在地)

(代表者)

印

(事業所名)

(事業所番号)

(所在地)

(代表者)

印

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業 中止(廃止)届

年 月 日付で提出した実施計画届について、下記のとおり中止(廃止)するので、必要な書類を添えて届出します。

(中止又は廃止の時期、理由)